

税務課 諸税係 ☎72-2101(内線179)
 高齢者・保険課 医療保険・年金係 ☎72-2101(内線322)

※P26～29に掲載しています「所得税の確定申告、住民税の申告相談」とあわせてご覧ください。

国民健康保険の加入者は、所得の申告が必要です

国民健康保険税(以下、国保税と言います。)は、前年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の総所得金額等に基づき算出します。適正な課税や軽減の判定などには、世帯主およびその世帯に属する被保険者(加入者)の前年中の所得金額が必要になります。申告をしないと、「国保税の軽減措置が適用されない」「高額療養費の自己負担限度額や入院時の食事の自己負担限度額が高くなる」といった不利益が生じる場合があります。

また、所得の申告が期限までにされなかった場合や、修正申告又は調査等により所得の金額に変更が生じた場合には、変更後の所得金額に基づき国保税を再計算します。再計算の結果、年度途中で国保税額が変更になる場合があります。

適正な課税や軽減の判定などには、国保に加入していない世帯主の申告も必要ですので、期限までに申告してください。

なお、令和2年1月2日以降に茅野市へ転入された方については、国保税の算出に必要な前年中の所得は転入前の住所地で把握しています。この為、前年中の所得の状況を令和2年1月1日時点でお住まいの市区町村へ照会させていただきますので、改めて茅野市への申告は必要ありません。

〈所得の申告が必要な方〉

茅野市の国保に加入している世帯の世帯主および被保険者(加入者)であり、

- ・前年中に収入(所得)があった方
- ・前年中に収入(所得)がなかった方で、控除対象配偶者や扶養親族になっていない方

ただし、次に該当する方は申告済みとなりますので、申告する必要はありません。

- ・所得税の確定申告や、市県民税(住民税)の申告をした方
- ・給与収入(所得)のみの方で、給与支払報告書が勤務先から市区町村へ提出された方
- ・公的年金以外に収入(所得)が無い場合で、公的年金支払報告書が年金機構から市区町村へ提出された方
- ・他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっている方

〈申告の期限・窓口〉

所得税の確定申告、市県民税(住民税)の申告と同じです。詳しくは、P26～29をご覧ください。

〈申告をしないと、次のような不利益が生じる場合があります〉

- ・国保税の税額が正しく計算されません。
- ・国保税の軽減措置が適用されません。
- ・高額療養費の自己負担限度額が判定できません。

〈国保税のよくあるお問い合わせ〉

- ・国保税は、世帯主が納税義務者となります。その為、世帯主が国保に加入していない場合でも、納税通知書等は世帯主宛にお送りします。
- ・お勤め先の社会保険等へ切り替わった場合は、ご本人や同一世帯のご家族による国保脱退の手続きが必要です。自動で切り替わるものではありません。手続きの詳細については、高齢者・保険課(内線323・325)へお問い合わせください。
- ・年度途中で国保から脱退された場合は、加入月数に応じて月割り計算します。各月に納めていただく分が、その月の加入分ということではありません。月割り計算をした結果、脱退した月以降のお支払い月にお支払いが残る場合があります。

〈所得税の確定申告や住民税申告における国保税の社会保険料控除について〉

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国保税を支払った場合、支払ったご本人が所得税と市県民税の社会保険料控除を受けることが出来ます。年金天引きによって納付した国保税は、天引きされた本人が社会保険料控除を受けることが出来ます。社会保険料控除については、税務課 市民税係(内線172～174)へお問い合わせください。

〈一部負担金の減免および徴収猶予・国民健康保険税の減免について〉

災害により死亡または家屋に重大な損害を受けたときや、失業など特別な理由により生活が著しく困難になった場合、申請により、医療機関へ支払う一部負担金が減免および徴収の猶予がされたり、国民健康保険税が減免される制度があります。お困りの際は、窓口でご相談ください。

問 国保税に関すること 税務課 諸税係 2階 19番窓口(内線179)

医療費や国保の加入・脱退に関すること

高齢者・保険課 医療保険・年金係 1階 8番窓口(内線323・325)